

令和6年1月26日

会 員 各 位

柏 商工会議所

## (B)「令和6年能登半島地震 災害義援金」へのご協力のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会議所の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年1月1日に能登半島地震では、石川県能登地方を中心に甚大な被害がもたらされました。被災された方々の支援や被災地の復旧・復興に役立てていただくため、(一社)千葉県商工会議所連合会が日本赤十字社を通じて義援金の寄付を行います。

今般、(一社)千葉県商工会議所連合会が義援金受け入れの取扱いをいたしますので、各会員様におかれましてもご協力を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

### 記

1. 金 額 1口 1,000円

2. 振 込 先 千葉銀行 中央支店 普通預金 4548646  
(口座名義) 令和6年能登半島地震災害義援金  
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会

\*千葉銀行本支店窓口をご利用の場合、振込手数料は**無料**です。また、現金振込200万円以下の場合、所定の本人確認は省略されます。

\***A T M、インターネットバンキングからのお振込みにつきましては、通常の振込手数料がかかりますので、ご注意ください。**

3. 取扱期間 令和6年1月22日(月)から令和6年3月22日(金)まで

4. 本義援金の寄贈先 日本赤十字社 令和6年能登半島地震災害義援金  
被災地全域への寄付(石川県、富山県、新潟県、福井県)  
この「被災地全域への寄付」は、被災地4県に設置される災害義援金配分委員会により、市区町村等の自治体を通じて、全額が被災地の方々の生活支援に充てられます。

5. 税制上の取扱い 本義援金は、所得税法第78条第2項第1号「特定寄附金」及び法人税法第37条第3項第1号の「国等に対する寄附金」に該当します。  
なお、当連合会および日本赤十字社からの領収証は発行されませんので、振込領収書ならびに本趣意書を、申告時まで大切に保管くださいますようお願い申し上げます。